

第 2 回 定例農業委員会議事録

令和 5 年 9 月 5 日（火）午後 2 時 0 0 分より、市役所本庁舎 8 階 大会議室において、農業委員総会を開催した。

会議の顛末は、次のとおりである。

出席委員（18名）

1	中津 正三	8	清水 峰幸	15	桐山 文子
2	佐竹 静	9	林 新太郎	16	三輪 則夫
3	棚橋 新一	10	高橋 正彦	17	辻元 政博
4	岩井 豊太郎	11	高橋 滋	18	高橋 美和子
5	森 千尋	12	下野 一郎	19	春日井 忠
6	吉田 和郎				
7	柳瀬 美穂	14	吉田 幹夫		

欠席委員（1名）

13	田部 恵		

その他の出席者（6名）

安藤事務局長	浅野課長	小野主査
竹中事務局次長	堀主幹	市原主幹

議案

議案第 576 号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第 577 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 578 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 579 号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について

報告第 2 号 農地法第 4 条、第 5 条の規定による届出関係、その他報告事項について

議長

ただいまから、第2回定例農業委員会を始めたいと思います。

本日の議事録署名者に、3番 棚橋委員、17番 辻元委員の両名の方にお願ひしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議がないようですので、ご両名の方にお願ひしたいと思います。では、ただ今から議案審議にはいります。

議案第576号、農地転用事業計画変更承認申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹

議案第576号 農地転用事業計画変更承認申請について、説明させていただきます。

1件提案されております。当初事業者が、砂利採取を目的として一時転用許可を受けましたが、隣接地について、新たに砂利採取を目的として賃貸借することとなり、事業計画変更の申請がなされたものでございます。

1ページから2ページをお願いします。

1番、当初計画明細としまして、賃貸借権によります、田、15筆合わせて、31,728㎡のうち、28,918㎡でございました。

2ページをお願いします。

事業計画変更後明細をご覧ください。

内訳としましては、事業計画変更後明細の内、上段部分（真ん中の所在中の⑦まで）が、当初計画明細から引き続き、賃貸借権によります、田、10筆合わせて、23,032㎡について、砂利採取の目的として、筆によって貸借期間が違うものの、令和4年9月16日から令和6年3月31日まで一時転用されるものでございます。

下段部分（真ん中の所在中の⑧以降）が、賃貸借権によります、田、5筆合わせて、10,455㎡につきまして、新たに砂利採取を目的として、令和5年10月1日から令和6年9月30日まで一時転用されるものでございます。

3 ページをご覧ください。

最終事業計画としまして、砂利採取の目的で、田、15筆合わせて、33,487㎡に事業計画変更するものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第577号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹 　　議案第577号 農地法第3条関係申請明細について、説明させていただきます。

5件提案されております。今回、提案されております申請はいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

1番、所有権移転によります、田、3筆合わせて、2,426㎡で、
ございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

2番、所有権移転によります、畑、65㎡でございます。取得後は野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

3番、所有権移転によります、田、畑、4筆合わせて、2,419㎡
でございます。取得後は水稻及び野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

4番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、1,589㎡で
ございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

5番、所有権移転によります、田、357㎡でございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用される

ものと認められます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第578号 農地法5条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹 議案第578号 農地法第5条関係申請明細について、説明させていただきます。

農地法第5条関係申請明細につきましては、3件提案されております。

1番、所有権移転によります、畑、2筆合わせて、217㎡で、貸駐車場でございます。農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

4ページをお願いします。

2番、先程の1ページから3ページの事業計画変更に係る内容と同じですが、賃貸借権によります、田、5筆合わせて10,455㎡で、砂利採取でございます。農地の区分は、農業振興地域内の、農用地区域内農地です。一時転用による期間は、令和5年10月1日から令和6年9月30日まででございます。

3番、使用貸借権によります、畑、田、2筆合わせて、272㎡で、分家住宅でございます。農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

（「異議なし」の声）

　　ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

　　続きまして、議案第579号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹 　　議案第579号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、を説明させていただきます。

　　別に送信させて頂いております、議案第579号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についてのPDFをご覧ください。

　　これは、岐阜県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の変更に伴い、大垣市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を変更するもので、大垣市から当農業委員会に対し構想に関する意見を求められたため、審議するものです。

　　詳細につきましては、大垣市農林課 市原主幹から説明いたします。

（市原主幹説明）

　　以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

（「異議なし」の声）

　　ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

　　報告第2号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、事務局より報告願います。

小野主査 報告第2号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、説明させていただきます。

事務局長専決により、専決処分しました案件について、ご報告させていただきます。

農地法第4条関係届出明細については、1件申請されています。

1番、田、2筆合わせて、944㎡で、集合住宅でございます。

5ページをお願いします。

農地法第5条関係届出明細については、20件申請されています。

2番、所有権移転によります、田、507㎡で、皮膚科クリニック駐車場でございます。

3番、所有権移転によります、田、686㎡で、分譲住宅でございます。

4番、所有権移転によります、田、267㎡で、分譲住宅でございます。

5番、所有権移転によります、田、畑、池沼（現況：畑）、5筆合わせて、2,825㎡で、貸駐車場でございます。

6番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、667㎡で、分譲住宅でございます。

7番、使用貸借権によります、田、400㎡で、一般個人住宅でございます。

8番、所有権移転によります、田、314㎡で、一般個人住宅でございます。

9番、所有権移転によります、田、578㎡で、建設業事務所でございます。

6ページをお願いします。

10番、所有権移転によります、田、995㎡で長屋住宅でございます。

11番、所有権移転によります、畑、2筆合わせて、112㎡で、建築業駐車場でございます。

12番、所有権移転によります、田、990㎡で、宅地分譲でございます。

13番、所有権移転によります、田、490㎡で、宅地分譲でございます。

- 14番、所有権移転によります、田、3筆合わせて、76.31㎡で、自宅への進入路でございます。
- 15番、所有権移転によります、田、631㎡で、宅地分譲でございます。
- 16番、所有権移転によります、田、450㎡で、宅地分譲でございます。

7ページをお願いします。

- 17番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、901㎡で、老人ホームでございます。
- 18番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、474㎡で、分譲宅地でございます。
- 19番、所有権移転によります、田、996㎡で、住宅型有料老人ホームでございます。
- 20番、所有権移転によります、田、319㎡で、一般個人住宅でございます。
- 21番、賃貸借権によります、田、2筆合わせて、1,338㎡で、店舗（コンビニエンスストア）でございます。

続きまして、買受適格証明願について、説明させていただきます。

買受適格証明願については、3件申請されています。

農地の公売に参加するためには、買受適格証書が必要となるため、証明願が出ているものでございます。

農地法第5条関係の買受適格証明願は、転用目的であり、内容は農地法5条の届出と同じでございます。買受人になった方は、その後改めて、農地法第5条の届出をしていただくこととなります。

- 22番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、1,202㎡で、共同住宅でございます。
- 23番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、1,202㎡で、貸資材置場でございます。
- 24番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、633㎡で、貸資材置場でございます。

8ページをお願いします。

続きまして、農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願について、説明させていただきます。

農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願については、8件申請されています。

3年毎に納税猶予の継続届出書を税務署に提出することとなっておりますので、継続証明願いが申請されているものです。

申請されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しましたところ、適正に管理され、引き続き耕作が行われる見込みのある方でございます。

25番、畑、495㎡でございます。

26番、畑、455㎡でございます。

27番、田、畑、9筆合わせて、7,496.70㎡でございます。

28番、田、畑、3筆合わせて、642㎡でございます。

29番、田、12筆合わせて、9,868.36㎡でございます。

30番、田、1,958㎡でございます。

31番、田、2筆合わせて、2,863㎡でございます。

32番、田、畑、4筆合わせて、2,364㎡でございます。

9ページをお願いします。

続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出明細について、説明させていただきます。

農地法第3条の3第1項の規定による届出明細については、17件届出されています。

農地法の改正に伴い、相続などによる権利取得については、農地法の許可を要しない代わりに、権利取得者が農業委員会に届出をしなければならず、届出がなされたものでございます。

(相続、包括及び特定遺贈、遺産分割、時効取得、法人の合併、分割)

33番、田、3筆合わせて、3,057㎡でございます。

34番、畑、田、19筆合わせて、7,613㎡でございます。

10ページをお願いします。

35番、畑、田、11筆合わせて、7, 158㎡でございます。

36番、田、畑、15筆合わせて、8, 300.91㎡でございます。

11ページをお願いします。

37番、田、333㎡でございます。

38番、田、991㎡でございます。

39番、田、畑、6筆合わせて、2, 943㎡でございます。

40番、田、3筆合わせて、2, 612㎡でございます。

41番、畑、田、3筆合わせて、1, 134㎡でございます。

42番、田、9筆合わせて、3, 476㎡でございます。

12ページをお願いします。

43番、田、3筆合わせて、415㎡でございます。

44番、田、505㎡でございます。

45番、田、2筆合わせて、1, 697㎡でございます。

46番、田、904㎡でございます。

47番、畑、田、3筆合わせて、1, 119㎡でございます。

48番、畑、2筆合わせて、113㎡でございます。

49番、畑、田、9筆合わせて、5, 792㎡でございます。

50番、畑、66㎡でございます。

続きまして、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断については、1件申請されています。

農地法第30条第1項に規定する利用状況調査により、次の農地について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しましたので、ご報告させていただきます。

51番、現況、山林、2筆合わせて、436㎡でございます。

当該地は、以前から、山林の様相を呈しており、既に農地性が失われているとの申請がありました。(※登記地目は畑)

非農地判断しました農地について、本委員会にて報告するとともに、当該農地の所有者及び関係機関に対して通知を行います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

桐山委員 ただ今の、事務局の説明に対して補足します。
令和5年8月23日に、代理人である行政書士の案内で、私と、高木農地利用最適化推進委員及び事務局が現地に赴き、現地が山林であることを確認し、農地に該当しないと判断しました。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「なし」の声)

ただいま報告いたしましたとおり、専決処分をさせていただきましたので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「なし」の声)

ただいま報告いたしましたとおり、専決処分をさせていただきましたので、よろしくお願いいたしますと思います。

これもちまして、本日の農業委員会を終わらせていただきます。

午後2時30分閉会

上記のとおり、記載に相違ないことを証明し、ここに署名する。

令和5年10月5日

議長

尾井豊太郎

議事録署名者

辻元政博

議事録署名者

棚橋新一

U

1

O

O